



# 秋厚労ニュース

# 大卒と同じ給与に

## 高度専門士

就業規則の改定により、4月から、秋厚労が要求した高度専門士の給与改善や、忌引き休暇の分割取得が実現。他にも「年次有給休暇の5日取得義務」や年次有給休暇全てが半日取得可能になるなど、いくつかの変化があります。

## 昨年春の交渉で改善を約束

4月から、高度専門士の初任給が4年制大学卒と同額になりました。きっかけは、1人の組合員が声をあげたこと。秋厚労として要求・交渉し、昨年3月の団体交渉で、経営者が改善を約束しました。

### 忌引き休暇

### 分割取得可能に

「高度専門士」は、文部科学省が指定する専門学校の特定の課程を修了した人に与えられる称号。学力が「4年制大学卒と同程度以上」と見なされ、大学院への入学資格が与えられます。在職者の給与は、入職時

に4年制大学卒の初任給だったと仮定し、格付けを引き上げます。これまでの給料表の変更

忌引き休暇は、親族が亡くなった日から20日以内であれば、分割で取れるようになりました(下表)。詳しい取得方法については、病院や組合事務所へ問い合わせてください。

臨時職員の結婚休暇・忌引き休暇等はこれまで無給でしたが、4月から正職員同様、有給になりました。忌引き休暇は分割取得が可能に。これらも、秋厚労が要求した内容です。

### 年休5日義務

### 本人希望が優先

労働基準法の改正で、事業主には「年次有給休暇の時季指定義務」が生じます。対象は、年間10日以上

上の年次有給休暇がある職員。誕生月有休も「5日間」に含みます。改定後の就業規則には、

更と同じく、遡及(今まで働いた分の給与を、さかのぼって支給すること)はありません。

「有給休暇の付与日から6ヶ月経過した時点で、有給休暇の取得が年間5労働日未満と予想される職員に対し、会は取得する時季を指定するか、職員の請求により取得するように促す」とあります。

本来、年次有給休暇は本人の希望する日に取得するもの。経営者も団体交渉で「基本的に本人希望を確認し、それを優先する」と発言。いわゆる「1人職場」については、「上司が代わりの人を探す」その業務を休みにする方向で検討すべき」と話しました。

## 年休全てを半日取得可能に

他にも、年次有給休暇を半日で取得する際の上限(10日間)が撤廃されました。より柔軟な休み方が可能になります。希望しない形で取得させられる可能性も。

秋厚労は経営者に「半日取得を強制されるということがないように、最大限配慮していただきたい」とする意見書を提出しています。

### 忌引き休暇の分割取得例

※ 例えば金曜日に配偶者の祖父が亡くなり、週明けの月曜日から分割して忌引き休暇を取りたい場合、下記のような取り方が可能になります

金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
出勤	週休	法定休日	忌引き	忌引き	出勤	出勤	忌引き

### 年次有給休暇の付与日数

勤続期間	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上(全労働日の出勤率8割以上)
付与日数	7日	10日	20日

※ 年度内に取得しきれなかった分は、20日間を上限に翌年度に繰越可能



2019年3月14日の団体交渉にて